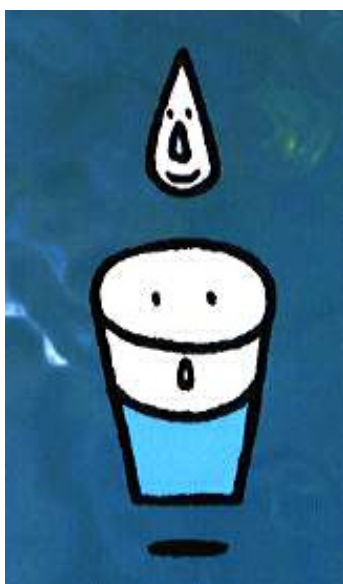


# 岡山市水道事業審議会

## 第11回資料



平成 15 年 6 月 4 日 (水) 13 時 30 分 ~

ほっとプラザ大供

岡 山 市 水 道 局

## 目 次

### 1 当面の主な事業及び課題

(1)財政状況 .....	2
(2)基幹施設整備事業 .....	5
(3)水道水質基準の改定 .....	7
(4)貯水槽水道管理の充実支援 .....	8
(5)水道料金等滞納整理業務の民間委託 .....	10
(6)鉛製給水管解消事業 .....	11
(7)岡山県の水源かん養税に対する取組み .....	12

### 2 その他の事業

(1)日本水道協会第 72 回総会の開催 .....	13
(2)岡山市水道創設 100 周年記念事業 .....	13
(3)ISO14001 認証取得範囲の拡大 .....	13

### 別添資料

水道施設及び主要配管図, 水源かん養税に関する資料

平成 13 年度水質試験年報

平成 14 年度事業の概要

水道局報 5 月号

# 1 当面の主な事業及び課題

## (1)財政状況

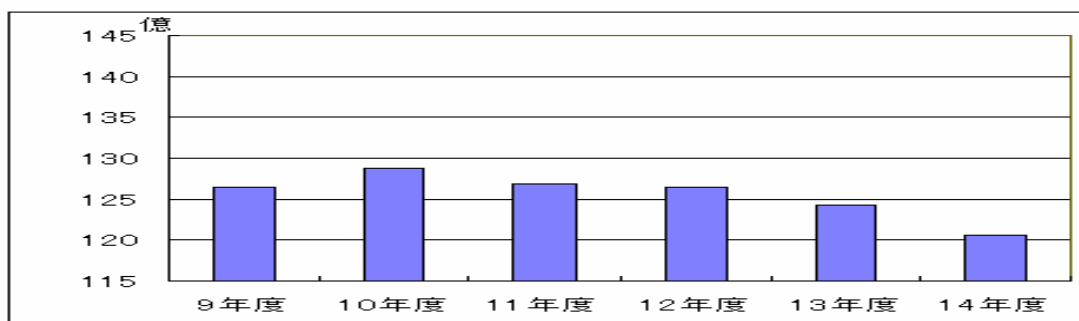
### ア 財政計画の策定

水道局では、平成12年9月に、概ね10年間の施策の方向、今後のあるべき水道事業の姿を示した水道事業総合基本計画「ステージ21アクアプラン」を策定した。平成9年の料金改定の際に策定した平成12年度までの財政計画の終了にあたって、この基本計画を基に、平成13年度から17年度までの5カ年の「水道財政の見通し」を策定し、公表した。

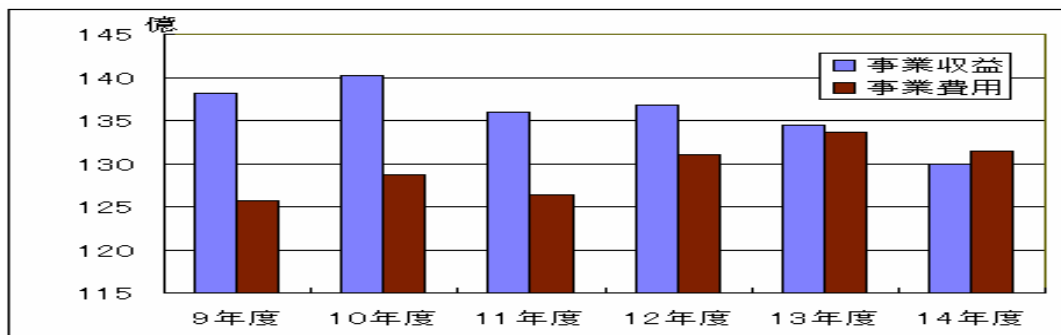
見通しでは、17年度までに約11億円の資金不足が見込まれている。

### イ 財政の状況

料金収入の減（景気低迷、節水意識）



事業費用の増（鉛製給水管解消、修繕費、減価償却費等）



### 他の課題

老朽施設の更新、災害対策、水質監視体制の強化等

長引く景気の低迷による水需要の減、経常経費の増により、平成14年度決算において、6年ぶりに営業収支が赤字となった。しかし、一部工事の先送り、人員削減、事務の効率化等によって、財政計画の予測までには悪化していない。

### ウ 財政改善に向けて

経営の効率化策として、財政計画の資金不足額を上回る改善目標を設定し、とくに建設コストの縮減、経常経費の削減、企業債残高の縮小を重点施策としている。

## 水道事業会計財政見通し

総括表（水道事業収支税抜，資本的収支税込）

（単位：千円）

年度 項目		年度					13～17
		13	14	15	16	17	
1	水道事業収益	13,645,210	13,372,725	13,416,365	13,395,330	13,408,784	67,238,414
2	水道事業費用	13,749,066	13,722,011	13,772,510	13,753,972	13,635,541	68,633,100
3	差引(純損益) (1 - 2)	103,856	349,286	356,145	358,642	226,757	1,394,686
4	資本的収入	4,102,504	3,687,752	3,704,725	3,694,547	3,648,106	18,837,634
5	資本的支出	9,082,221	8,476,987	8,579,717	8,690,516	9,003,157	43,832,598
6	ほてん財源	4,629,660	4,277,216	4,389,181	4,463,687	4,557,607	22,317,351
7	資本的収支(4 - 5 + 6)	350,057	512,019	485,811	532,282	797,444	2,677,613

資金	単年度分(3 + 7)	453,913	861,305	841,956	890,924	1,024,201	4,072,299
過不足額	累計	2,525,382	1,664,077	822,121	68,803	1,093,004	

# 水道事業会計決算状況

総括表（水道事業収支税抜，資本の収支税込）

（単位：千円）

年度 項目		(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決算案)	(当初予算)
		8	9	10	11	12	13	14	15
1	水道事業収益	11,481,524	13,824,268	14,017,108	13,592,307	13,677,962	13,437,524	12,997,771	12,993,366
	(水道料金)	(10,109,768)	(12,640,892)	(12,883,614)	(12,687,362)	(12,641,824)	(12,429,488)	(12,055,568)	(11,968,593)
2	水道事業費用	12,160,915	12,570,067	12,871,394	12,639,714	13,101,135	13,362,739	13,135,851	13,291,804
3	差引(純損益) (1 - 2)	679,391	1,254,201	1,145,714	952,593	576,827	74,785	138,080	298,438
4	資本的收入	5,440,601	6,211,430	5,448,440	4,841,679	5,655,346	3,293,232	3,528,559	3,305,000
	(企業債)	(2,282,100)	(2,360,100)	(1,894,400)	(1,867,100)	(3,139,100)	(1,305,000)	(1,510,000)	(1,600,000)
5	資本の支出	8,563,876	9,880,744	9,479,829	9,566,225	9,979,790	7,533,128	7,314,130	7,477,000
	(企業債償還金)	(1,076,305)	(1,160,037)	(1,247,935)	(1,334,148)	(1,459,000)	(1,557,143)	(1,643,337)	(1,731,000)
6	ほてん財源	3,370,141	3,540,318	3,505,964	4,234,735	4,204,586	4,234,483	4,059,687	4,338,438
7	資本の収支(4 - 5 + 6)	246,866	128,996	525,425	489,811	119,858	5,413	274,116	166,438
資 金	単年度分(3 + 7)	432,525	1,125,205	620,289	462,782	456,969	69,372	136,036	132,000
過不足額	累 計	314,050	1,439,255	2,059,544	2,522,326	2,979,295	3,048,667	3,184,703	3,052,703

## (2)基幹施設整備事業

### ア 事業の必要性と目的

本市の水道事業は昭和62年度に、第7回拡張事業の認可を取得し、計画目標年次を平成12年度、計画給水人口を649,000人、一日最大給水量411,000m<sup>3</sup>として、基幹施設の拡充や給水区域を全市域とした既存簡易水道の上水道への統合、水道未普及地区の解消を目的とした事業を実施してきた。

しかし、事業着手から14年を経過した現在、基幹の施設整備は共同溝等を除いて概ね完了し、併せて平成3年度から11年間かけて実施してきた未普及解消事業は平成13年度をもって完了の運びとなったため、拡張事業を打ち切ることとした。

高普及率時代に突入し、建設から維持の時代を迎え、水道に対する市民ニーズの多様化や社会環境の変化等を踏まえて、健全な事業経営を維持しつつ、湧水や地震に強い水道づくりを行うことが重要となっている。

これらの課題に応えるため今後の事業として、配水池の2槽化、老朽施設の更新及びクリプト対策等の事業を柱とする「第1次基幹施設整備事業」を平成14年度から新たに実施することとした。

### イ 「ステージ21アクアプラン」に掲げられた6本柱のうち基幹施設整備事業で取り上げる具体策

基本施策	具 体 策	
(1) 信頼性の高い水道システムの構築	ゆとりある施設能力の確保	配水池の築造
		企業団受水の有効活用による分設送水管の整備
		安定給水に向けた送配水管の整備
	基幹施設の整備と更新	幹線共同溝配水管整備
	効率的な水運用	配水制御弁等の設置
(2) 災害に強い水道づくり	緊急給水体制の整備	耐震管の布設
		配水池2槽化
		緊急遮断弁の設置
(3) 安全でおいしい水の供給	水質監視及び検査体制の向上	水質監視局の設置
	クリプトスポリジウム対策	急速ろ過池の改造、増設

#### ウ 今後の事業の進め方

給水量の需要が伸び悩んでいる現状で、投資が直接収益に繋がらないため事業費の確保が大変困難となるが、インフラ産業である水道事業は一朝一夕に整備できるものではなく、着実に整備を進める必要がある。

事業更新に当たっては限りある財源のなか、利用者の合意を得ながら、また同時に経費の削減を図りながら効果的に整備を進める必要がある。

事業の進め方としては、実状にあわせて随時計画を見直し軌道修正を図る必要から、事業期間を5年の短期間に設定した。

### (3)水道水質基準の改定について

厚生労働省では水質基準の改定等の作業を行っており、今年度中に省令公布、その後1年以内の施行が予定されている。

#### ア 水質基準等の分類方法の変更

(現在の基準)			(新しい基準案)	
水質基準	46項目		水質基準	50項目
快適水質項目	13項目	→	水質管理目標設定項目	27項目
監視項目	35項目		要検討項目	40項目
計	94項目		計	117項目

#### 水質基準項目

全国的に見れば検出率が低い物質(項目)でも地域や原水の種類等により、人の健康の保護や生活上の支障が生じるおそれがある項目

#### 水質管理目標設定項目

水質基準とする必要はないが、水質管理上留意すべき物質(項目)として関係者の注意を喚起する項目

#### 要検討項目

毒性評価が定まらない、浄水中の存在量が不明などの理由からいずれにも分類できない項目

#### イ 合理的な水道水の水質検査

水質検査を義務付ける項目は基本的なものに限り、水道事業者の判断で水質検査を省略できるようにした。ただし、水道事業者には検査を省略する理由等を明示した水質検査計画の作成が義務付けられ、これを公表し、透明性を確保するなど、需要者との相互理解が必須となっている。

#### ウ 病原微生物対策の強化

クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原微生物に対する措置では、ろ過施設を用いた適正な浄水処理を義務付ける。

#### エ 水質検査における信頼性保証体制の導入

水道水の水質検査の質を確保するために、優良試験所基準(Good Laboratory Practice, GLP)の考え方を取り入れた信頼性保証システムを導入する。

以上が大まかな改定のポイントであるが、10年ぶりの水質基準見直しは多角的見地から、大幅に強化されたものとなっている。

したがって、我々水道事業者としては、この基準改正によって更なる対応を迫られることになる。



#### (4)貯水槽水道管理の充実支援

##### ア 貯水槽水道とは

水道を直圧で送ることのできないビル等建物において、水をいったん地上(又は地下)の水槽(受水槽)に貯めた後、ポンプアップして屋上の高置水槽から流下させ、各階に給水する水道のこと。

受水槽以下の設備は、水道法上の給水装置でないことから、清掃や検査が不十分なための水質の劣化などが指摘されている。



##### イ 市内の受水槽の見込み数(平成15年3月末現在)

10立方メートルを超えるもの	1,261件
5～10立方メートル以下のもの	1,668件
5立方メートル以下のもの	4,072件
計	7,001件

##### ウ 管理の充実支援

水道法の一部改正により、貯水槽水道の利用者が安心できる飲料水の確保するため、水道事業者(水道局)が供給者の立場から、助言や指導など貯水槽水道の管理の充実・向上に関わることにしている。

水道局の役割

- ・貯水槽水道の設置者に対して、必要に応じて清涼な飲料水の確保のための指導や助言を行う。
- ・貯水槽水道の利用者に管理等に関する情報の提供を行う。

**受水槽や高置水槽(受水槽以下の給水施設)の管理責任は、設置者にある。貯水槽水道に対する行政権限(規制・監督・命令など)は、従来どおり保健所の管轄である。**

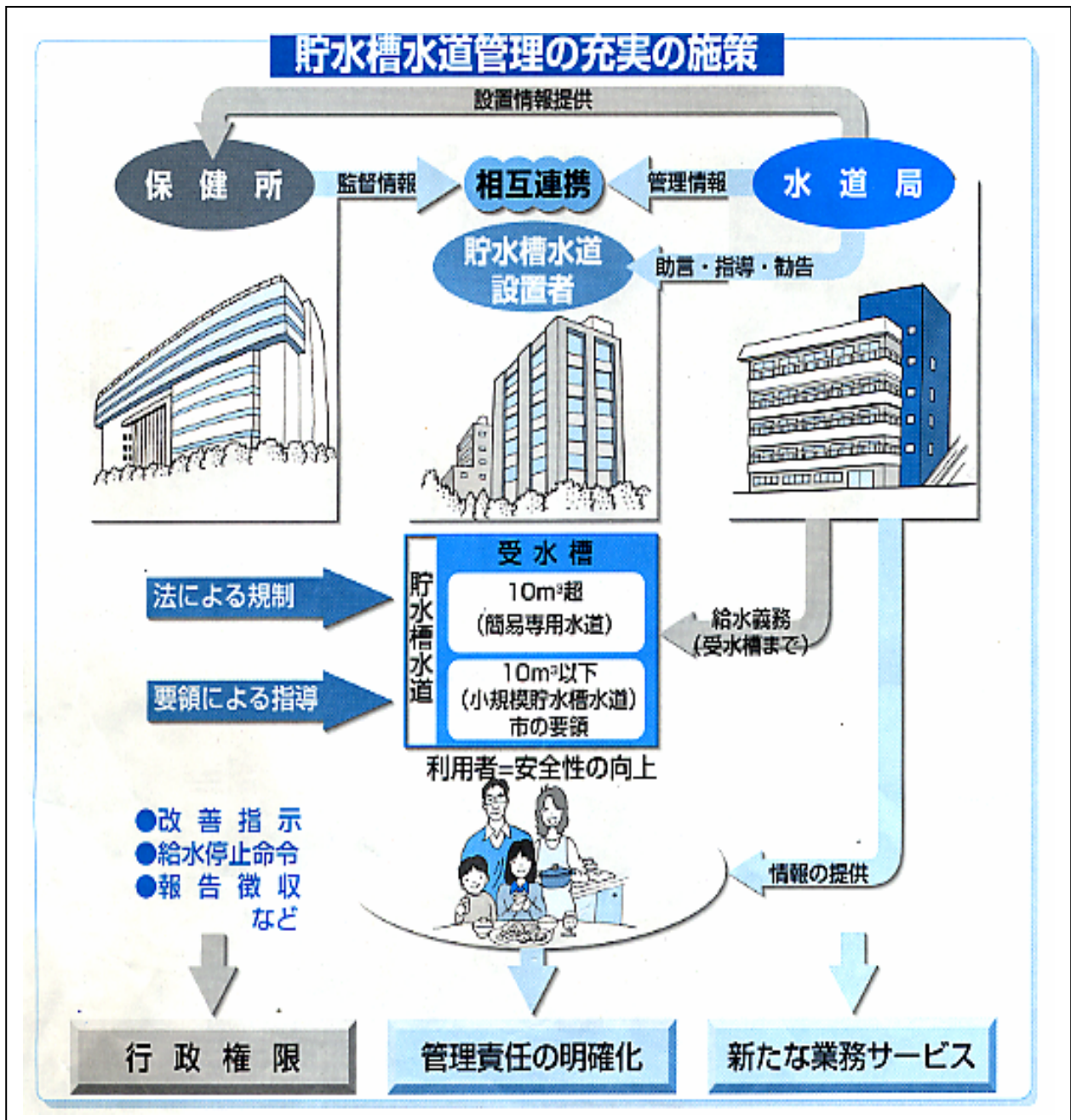
**水道局は、貯水槽水道の設置者や利用者に受水槽や高置水槽の管理の充実(意識高揚)のための業務サービスを行うもので、清掃や検査は行わない。**

##### エ 具体的な取り組み

平成15年度から3年計画で貯水槽水道の実態調査を行う。

平成16年度から、特に管理の不十分な小規模の貯水槽水道について、水道局が個々に訪問する巡回点検サービスを予定している。

保健所と協力して、貯水槽水道に関する相談に応じている。なお、申し出があった場合には、水道局で簡易な水質検査を行う。



受水槽によらない給水方式

### 3階直圧給水と直結増圧給水方式

配水管の整備により、平成2年から3階まで直圧で給水する方式を採用し、14年度末で417建物に普及している。

ポンプ設備の性能向上を受けて、平成13年度から増圧ポンプによって概ね10階程度まで、受水槽を経ないで直接給水する方式を採用した。14年度末で65建物が採用している。

## (5)水道料金等滞納整理業務の民間委託

### ア 未収金の現状

経済的な不況を反映して水道料金の未納件数、額とも増加傾向にあり、件数は約21,000件、金額的には全体の1.3%前後が未収のまま次年度へ繰り越されている。このため過年度分をあわせた累計の未収金額は14年度末で2億3,200万円余となっている。

さらに近時では、個人破産や企業倒産も増加しており、料金収納事務はますます厳しい状況となっている。このため、本年度の不納欠損額は1,000万円を超える見込みである。

### イ 滞納整理業務の委託化

平成14年度から、中営業所管内を皮切りとして3年計画で市内全域の民間委託化を行う。民間の活力を生かして夜間や休日対応などフレキシブルな対応で収納率の向上を図り、費用対効果や使用者の利便性の追求とともに、従事職員の半減など人的資源の有効活用を期待している。

(委託の根拠 地方公営企業法第33条の2)

15年度 東営業所管内

16年度 西営業所管内

### ウ 委託業者

第一環境株式会社(本社:東京都)

岡山営業所:岡山市野田三丁目12-28 電話 242-4171

岡山東営業所:岡山市可知一丁目62-12 電話 944-7112

### エ 委託効果

14年度は8名の従事職員を削減した。

15年度は更に6名の従事職員を削減し、16年度以降では年間約3,000万円の経費節減を見込んでいる。

厳しい収納環境の中、現年度分の収納率がわずかにアップするなど、未収金の抑制につながっている。

### オ 今後の未収金対策

大口未納者対策の強化、給水停止の徹底のほか、料金回収システムの検討などあらゆる角度から取り組む。

業者に対しても、業務実態に見合った成果主義や競争原理の導入などを視野にいれて、委託効果のアップを図る。

## (6)鉛製給水管解消事業

鉛製給水管(以下「鉛管」という。)は、鉛が水道水に溶け出す危険性が指摘され、国の水質基準が平成15年4月1日付でWHO(世界保健機構)のガイドラインにあわせた $0.01\text{mg/l}$ に強化された。

本市では、昭和53年3月以降鉛管の使用を中止し、その後は配水管の改良工事等に併せて鉛管をポリエチレン管に取替えを行ってきた。

平成13年度に鉛管の実態調査を行い約44,000戸の残存する鉛管の内公道部分約21,500戸の鉛管解消を平成14年度から実施している。

### ア 期間及び解消の目標

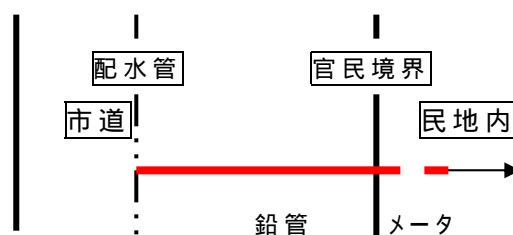
平成14年度から平成23年度までの10年間の第1期解消計画とし、他の水道管改良工事等によるものを含めて公道部分の解消率を概ね50%とする。

### イ 広報

平成14年7月1日付の水道局広報誌(アクア通信)を全戸に配付するとともに水道局ホームページに「朝一番や旅行などで留守にされていた時の使い始めの水道水を飲み水以外への利用の呼びかけ」などを掲載し、鉛管解消事業への理解と協力をお願いした。

### ウ 取替えの範囲

延長の長い部分が鉛の溶出に影響が大きいと判断し、配水管から分岐した公道部分の給水装置及び官民境界から1m以内の局メータ又は第1止水栓廻りまでを優先的に取替える。



### エ 対象家屋の選定

水質調査結果及び溶出のメカニズムから推察すれば、鉛管残存延長の長い順に取替えることが最適と考えられるが、工事費の縮減、施工の効率性から判断して、「町別平均延長が長く」かつ「該当戸数の多い町」から、町単位で計画している。

### オ 鉛管解消の概況

平成14年度鉛管解消工事及び水道管改良工事(配水管改良、給水、修繕工事)の実施により1,541戸の解消を終えた。

## (7)岡山県の水源かん養税に対する取組み

### ア 水源かん養税の目的

森林の水源かん養機能を維持保全するために、その恩恵を受けているすべての県民に負担を求める。

その負担を通じて、県民に森林の大切さを知ってもらい、県民が一体となってその維持保全に取り組むことを目指す。

### イ 水源かん養税に反対の理由

賦課対象を水道使用者に限定することは、水使用の形態における応益負担の原則との整合性が見られない。

水道事業者を特別徴収義務者とすることについても税の徴収納入義務を負い、徴収業務の増加、徴収不能分を立替えて支払う義務、そして電算システムの修正など多くの負担が生じる。

したがって、公共性を有する目的と用途から、一般行政経費で対応するのが望ましく、高知県が県民の理解を得て示した県民税上乘せも選択肢のひとつとしてあげ、県当局で責任ある税制を構築するよう求めていく。

### ウ 取組み状況

日水協岡山県支部で県への陳情 ...平成14年7月19日 県支部  
総会決議による。

岡山県市長会から県に要望書提出 ...平成14年9月2日

地元選出県会議員への陳情 ...平成15年5月下旬～  
今後の予定

岡山県は、平成16年度から導入に向けて、県民アンケート、シンポジウムの開催など精力的な動きを見せている。

県民への周知期間も必要であるため、早ければ6月もしくは9月県議会への議案提出が考えられる。その前までに、市民への広報を行い、また本市が中心となって、陳情等を県下事業体で切れ目なく波状的に行う必要がある。

## 2 その他の事業

### (1)日本水道協会第72回総会の開催

ア 開催期日 平成15年10月29日(水)～31日(金)

イ 会場 岡山ドーム

ウ 参加者 約3,000人

#### エ 総会の概要

社団法人日本水道協会は、全国の水道事業体などで構成し、水道の普及とその健全な発展を図ることを目的に昭和7年設立された。

総会は協会の意思決定の最高機関で、毎年1回秋期に開催

本市での開催は、平成元年の第58回総会を高松市と共催して以来4回目

総会では、全国の会員から提出された諸問題を討議し、その結果により国あるいは関係機関への要望等を行う。

### (2)岡山市水道創設100周年記念事業

本市水道事業は、1905(明治38)年7月23日全国で8番目に通水を開始し、以来断水することなく水を送り続けてきた。

2005(平成17)年には創設100周年を迎えるが、これまでの市民の皆さんの水道事業に対する理解と協力に感謝し、今後より一層信頼と親しみある水道を目指し、また現在の水道を築いた先人の努力に敬意を表するとともに、この貴重な財産を次世代に引き継いでいかなければならないと考えている。

そこで、平成17年さらに一層市民の皆さんの期待に応える水道を構築する出発の年として、記念事業を実施するもの。

現在、記念事業として

岡山市水道記念館のリニューアル

水道100年史の発刊

水道週間中央行事の招致 等

を予定し、さらにこの他にも市民の皆さんに参加していただける企画を考えている。

### (3)ISO14001認証取得範囲の拡大

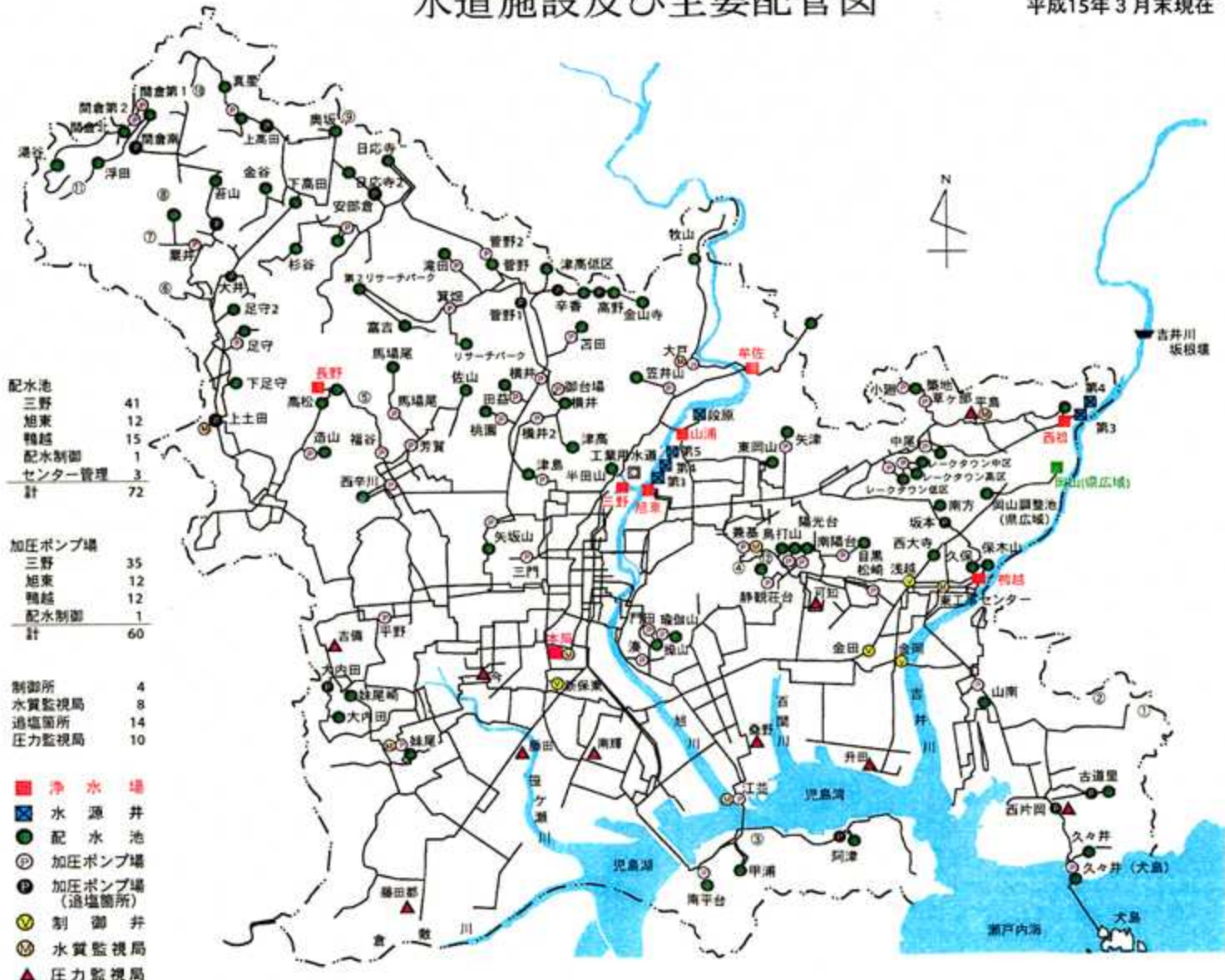
水道局は、事業運営に係る環境負荷の低減を図るため、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001を、本年3月本市の行政組織として初めて認証取得した。

今回の認証取得範囲は本局庁舎の実施する事務事業を対象としているが、さらに認証取得範囲の拡大を図るため、今年度は出先の2つの営業所と2つの工事センターを、来年度は浄水場での取得を目指す。



# 水道施設及び主要配管図

平成15年3月末現在



配水池	
三野	41
旭東	12
鶴越	15
配水制御	1
センター管理	3
計	72

加圧ポンプ場	
三野	35
旭東	12
鶴越	12
配水制御	1
計	60

制御所	4
水質監視局	8
追塩箇所	14
圧力監視局	10

- 浄水場
- 水源井
- 配水池
- ⊕ 加圧ポンプ場
- ⊕ 加圧ポンプ場 (追塩箇所)
- ⊕ 制御井
- ⊕ 水質監視局
- ▲ 圧力監視局

- 加圧ポンプ場 (委託)
- ① 上阿知
  - ② 下阿知
  - ③ 駒浦
  - ④ 鳥坂
  - ⑤ 池谷
  - ⑥ 百田
  - ⑦ 大浜
  - ⑧ 宮鞋
  - ⑨ 奥坂
  - ⑩ 掛畑
  - ⑪ 犬ノ馬場
  - ⑫ 今谷

## 新しい税制度について

岡山県が独自に環境政策の主体的役割を果たすことに何ら異論はないが、この度の水源かん養税については、断固反対である。

### なぜ岡山県の試案に反対しているか。

日本水道協会岡山県支部で平成14年7月19日に県当局に対して陳情したとおり、

- 1 賦課対象を水道使用者に限定することは、水使用の形態における応益負担の原則との整合性が見られない。
- 2 水道事業者を特別徴収義務者とするについても税の徴収、納入義務を負い、徴収業務の増加、徴収不能分を立替えて支払う義務、そして電算システムの修正など多くの負担が生じることから反対である。
- 3 公共性を有する目的と用途から、一般行政経費で対応するのが望ましく、徴収コストの安い高知県の県民税上乘せも選択肢のひとつとしてあげ、県当局で責任ある税制の構築をすべきである。



## 反対の具体的な理由は

### 1 賦課対象を水道使用者に限定することは、公平性に欠ける。

受益者負担を明確にする必要がある。

森林の果たす機能には木材の生産、水資源の確保、治水・治山等の国土保全機能、大気や水質の浄化等の自然環境保全機能、保健休養・レクリエーション機能等広範囲に亘っており、水源かん養・浄化機能により農業は勿論、漁業にも良い影響を与えている。このように、森林から受ける恩恵は水道事業に限らず（市政）行政全般に及ぶことから水源かん養税を水道利用者のみ課するのは、不公平である。また、井戸及び湧き水等を利用しているものに対して課税しない場合は公平感が損なわれる。

二重負担となる。

水道利用者は水の安定確保や水源水質保全等のために、これまで水道料金を通じて費用を負担してきており、水源かん養税が実施されれば水道料金に上乗せされ、二重の負担となる。

### 2 水道事業者を特別徴収義務者とすることは、

徴収業務の増加、苦情処理対応の精神的苦痛、電算システムの修正などの負担はきわめて大きいものがある。

水道法上、適正な料金算定にならない。＝料金は給水サービスの対価である。

水道事業者は、水道法の目的から水道料金の低廉化を図るために事業全般にわたる経営の合理化に最大の努力を傾注すべきであることは言うまでもなく、水道料金は事業の能率的経営を前提とする原価（給水に要する原価を償うもの）が基礎になっていることから、水道料金に関わらない今回の税金を使用者の負担に転嫁するようなことは到底許されない。

未納税金分の納入義務を水道事業者が負わされる。

徴収義務は勿論のこと、未納税金分の納入義務を水道事業者が負わされる。独立採算で経営をする事業であることから、未納対策に力を注いでいる。しかし、共働き世帯など昼間不在世帯の増加に加え、企業倒産など長引く経済不況も影響しており、職員の対応にも自ずと限界があるため、累計未収金も年々増加傾向にあるのが実情であり、収入は横ばい

から減少へとどの事業者も台所事情は厳しい。これに加えて、本来の水道料金以外の徴収は、税金を理由に未納が発生し、今以上の減収につながることは容易に予想できる。特別徴収義務者はその未納分まで納めなければならないため、二重の減収も免れない。

料金の一部とみなされ、使用者に対して実質の値上げとなる。

水源地コストを含めた水道に対する受益と負担の意識が、市民や企業には浸透しにくく、水道料金としか捉えてもらえない。結局、水道料金の値上げという意識はぬぐえない。特に不況やデフレ経済の中で、新たな負担への理解を得ることは困難である。通常料金改定時さえ、理解を求める市民対応に四苦八苦するのに、どうして県が努力しないのか納得いかない。

課税システムの新たなプログラム変更など事務経費の負担増となり、将来の料金値上げの要因となる。

料金の調定システム、ハンディターミナル、財務会計システムなどのデータ保存、計算、画面、印刷物など多くのプログラム修正が必要とされる。(岡山市水道事業でも数千万円は下らない。)これに維持管理も含めると将来の値上げ要因にもつながりかねない。

### 3 公共性を有する目的と用途から一般行政費で対応し、徴収コストの安い高知県の県民税上乗せ方式も含めた再検討を

事務経費の負担はどこが負うのかははっきりしない。

プログラム修正等の事務経費をはじめ、これが各自治体による経営原則から県下の78市町村が個々に必要となり、莫大な経費となる。

それらの経費はどうするのか、全くはっきり示されていないし、年間3億円の税収見込みに対して、徴収コストと見合わないことは、経費、実務面などから高知県が県民税超過課税方式を選んだことで証明されている。

他の徴収方法を模索すべき。課税方法などの再検討を望む。(たとえ導入されても徴収コストの安い県民税上乗せ方式も含めた検討を)

徴収方法の案を水道料金に上乗せして同時徴収することだけに絞り込み、代替案を示していないことに県民も水道事業者も考察の余地がない。

インターネットなどによる県民への意見聴取などもそのことだけに限って問うことにも疑問がある。

全国初の導入を予定している高知県では、水道課税方式と県民税超過課税方

式などきちんと試案を示して、県民、議会の意見を踏まえて県民税への上乗せが良いとしていることも判断材料となる。

地方分権一括法で認められた法定外目的税ではなくなったが、新たに設置する「森林環境保全基金（仮称）」に税込相当額を積み立てることによって一般財源と区分し、用途を明確化したもので、県民の理解あつての税制度の設立である。

以上の理由から、水源かん養税の課税客体を水道使用者に限定し、水道事業者を特別徴収義務者とするのではなく、一般行政経費で対応するのが望ましく、高知県が県民の理解を得て示した県民税上乗せも選択肢のひとつとしてあげ、県当局で責任ある税制の構築をすべきである。

#### 添付資料(新聞掲載記事)

- 1 平成15年1月30日 水道産業新聞
- 2 2月23日 中国新聞

## "水源税"反対が大多数

### 日水協全国アンケートで意見交換

日本水道協会は 15 日、「第 150 回事務常設調査委員会」を同協会会議室で開き、水源税等に関する全国アンケートの集計結果を基に意見を交換した。

日水協が昨年 11 月に行った水源税等の新税構想に関するアンケート(全国 47 の県支部都市が対象)では、水源税に肯定的な意見が幾つか出されたものの、反対意見が大多数を占めた。

反対意見では「受益者負担を明確にする必要がある」、「二重負担になる」、「水道事業者が特別徴収義務者となった場合に問題が生じる」、「水道料金値上げに繋がる可能性がある」、「徴収方法の検討が必要」、「早急に導入を決定すべきではない」 - などがあげられた。

一方、肯定意見では「公益的機能を維持・保全することは大切」、「費用を国民が広く浅く負担する水源税的構想の必要性は理解できる」、「水道水源保護条例等で、行政、産業界、市民が一体となっている」 - などがあげられた。

森林から受ける恩恵は水道事業に限らず市政行政全般に及ぶことから水源税等を水道利用者だけに課することに対し、不公平感は否めない。また、税の未収分について納入義務を負うことになると、徴収業務量の増加や電算システムの修正等、事業者に多くの負担が生じ、水道料金の値上げにつながる恐れもある。

委員会では「受益者と負担者がわかりにくい」、「水源を汚しているものが負担をしていない」、「高知県のように県民税で対応すべき」 - など、水源税に反対する意見が相次いだ。意見交換の後、日水協としての統一見解として、環境税の必要性は認めるが水源税という水道利用者だけの負担には断固反対していく - との方針を確認した。

## 時流 森林関連税の課題

水源かん養など森林の持つ多面的機能に着目。保全費用を受益者である住民に負担してもらおうと、各県が相次ぎ森林関連税の創設に動き出している。だが、気になるのが負担方式をめぐるきしみ。生まれたばかりの税制だけに、森林の機能と受益者をどうとらえるかをめぐって十分なコンセンサスが得られていないためだ。県民全体が受益者という視点で論議をつめていくことで、あるべき方向が見えてくるのではないか。(編集委員・桑田信介)

森林関連税の課税方法はほぼ二通りに分かれる。水道料金に上乗せする水道課税方式と、個人・法人県民税の均等割り額に一定額をプラスする県民税超過課税方式だ。その方式をめぐるきしみが鮮明に出ているのが水道方式を打ち出した岡山県である。

「森林の水源かん養機能の受益者は水の利用者」として、昨年三月に公表した「水源かん養税」の試案で水道と工業用水を使う住民・企業に対して、使用量に応じて六段階の税額を提示した。1カ月の使用が百立方メートル未満の標準家庭で、毎月30円が水道料金に上乗せされる勘定だ。年額で三億円の税収を見込んでいる。

これに対して水道事業者の市町村は「税の意義は十分理解するが、森林の持つ多面的機能の受益者は水の利用者だけではない。新たな徴収事務や電算システムの変更に伴う負担増が大き過ぎる」と強硬に反対している。

システム変更には数千万円かかるというだけに市町村側は必死。県も県民税方式の方が負担が少ないことを認めながらも、今のところ水道方式を変える気はない。市町村の費用負担を算定したうえで、あらためて協議の場を持つ姿勢である。

両者の主張は、保全されるべき森林の機能をどう評価し、だれに負担させるかという視点の相違でもある。森林は水源かん養だけでなく、洪水防止、自然環境の保全、レクリエーションの場など多面的な機能を持つ。受益者は水の利用者だけではないことは確かだ。

「森林環境税」と銘打った高知県のケースは、「受益者は全県民」という視点を明確に打ち出したものだ。一昨年十月に出した試案は両方の方式を提示。シンポジウムや懇談会を通して県民の声を集め、知事が最終的に県民税方式を選択した。

上水道の普及率が50%を切る自治体が六村あり、水道方式は地域間の公平性が損なわれるのと、徴税コストの負担増が全体で六千万円になるという試算が決め手になったという。税額は一律年五百円。税収見込みは水道方式の一億一千万円に対して県民税方式は一億四千万円。広く薄く負担する効果も上がる。

岡山県が水道方式に絞ったのは、水道普及率が高く、実質的に全県民に課税することと変わらないことも理由にある。ただ水道方式の提示は全国で岡山、鳥取県だけ。新税を検討している県の多くは両方式を提案して県民の意見を求めるプロセスを踏んでいる。

水道利用者への課税は使用量に応じて受益額をはじきやすく、それなりに分かりやすい。だが、森林の多面的機能を評価すれば「水源かん養税」より「環境税」としてとらえる方が、より妥当ではないかと言える。緒についたばかりの新税だけに、まずは幅広い県民論議を深めて、地域の実情に応じたコンセンサスづくりを急ぎたい。

《森林関連税》外形標準課税や産業廃棄物税などのように自治体の自由裁量で創設できる法定外目的税の一つ。「森林環境税」「水源かん養税」「水源環境税」など県によって名称はまちまち。林野庁によると、26 道県が検討に着手。そのうち高知県が先陣を切って新年度から導入を予定、10 県程度が試案を出している。中国地方では広島を除く 4 県が検討。岡山、鳥取、島根が昨年、試案を公表している。